

小山工業高等専門学校専攻科運営規則

制 定 平成11年 4 月 1 日

最終改正 平成23年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校学則第49条の規定に基づき、専攻科の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻科長)

第 2 条 専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。

3 専攻科長は、専攻科を担当する教授の中から、校長が選任する。

4 専攻科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、専攻科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース主任)

第 3 条 専攻科にコース主任を置く。

2 コース主任は、専攻科長の職務を助け、専攻の運営に関することを総括する。

3 コース主任は、専攻を担当する教授又は准教授の中から、専攻科長の推薦に基づき、校長が指名する。

4 コース主任の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、コース主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科委員会)

第 4 条 専攻科に、校長の諮問に応じて、専攻科に関する基本的事項を審議し、その円滑な運営を図るため、小山工業高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、専攻科の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成22年 3 月 3 1 日に当該専攻科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。